

□岩内町持ち家取得補助事業について

(R1.07.01)

1. 目的について

令和元年度までの3年間、町内において持ち家の建設及び購入をされる方に対し、補助金を交付することで定住を促進し、町の活性化に寄与することを目的としています。

2. 主な要件について

○対象者の要件

- ・町内で専用住宅を新築（建売住宅購入を含む）又は中古住宅を購入し5年以上居住すること。
- ・世帯全員が町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。（岩内町へ転入される方は、世帯全員が転入前の市区町村において上記税の滞納がないこと。）
- ・世帯全員が暴力団員でないこと。
- ・世帯に外国人を含む場合は、日本国に永住権を有していること。
- ・居住する地域の町内会組織に加入すること。
- ・過去にこの補助金を受けていないこと。
- ・国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けていないこと。

○加算の要件

1) 転入者加算

- ・交付申請（実績報告）をしようとする年度の4月1日以降に、岩内町に住民登録された方。
- ・転入日より前の3年間岩内町に住民登録のない方。

2) 子育て世帯加算

- ・交付申請（実績報告）時に同居する中学生以下の子を扶養している世帯。
- ・交付申請（実績報告）時に出産予定の子がいる世帯。

3) 同居・近居世帯加算

- ・親世帯及び子育て世帯のいずれかが転入することにより同一の住宅に居住するか、町内の異なる住宅に居住することとなる世帯。
- ・交付対象者が子育て世帯の世帯主であること。
- ・子育て世帯の世帯主又はその配偶者が親世帯の世帯主又はその配偶者の1親等内の直系卑属であること。
- ・親世帯全員が町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。（岩内町へ転入される方は、世帯全員が転入前の市区町村において上記税の滞納がないこと。）

- ・親世帯全員が暴力団員でないこと。
- ・親世帯のいずれかが介護保険施設、在宅とされる施設及びこれに準ずる施設に入所又は入居していないこと。

4) 町内業者加算

- ・施工業者が建築工事業の建設業許可を受けた町内に本店を有する事業者であること。

○対象住宅の要件

1) 新築住宅の場合

- ・平成30年10月1日以降に新築に係る工事請負契約、新築住宅（登記後1年以内のもの）の売買契約を締結したもの。
- ・専用の台所その他の家事スペース、便所、洗面所、浴室及び居住室を有する専用住宅であること。
- ・北海道住生活基本計画において定める誘導居住面積水準が確保されていること。

○誘導居住面積水準（一般型誘導居住面積水準）

- ・単身者 57.4㎡
- ・2人以上の世帯 $26.3 \text{㎡} \times \text{世帯人数} + 26.1 \text{㎡}$
 - 注1 世帯人数は、3歳未満は0.25人、3歳以上6歳未満は0.5人、6歳以上10歳未満は0.75人として計算。ただし、世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
 - 注2 世帯人数（注1の適用がある場合は適用後の人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

- ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ・交付対象者又はその配偶者の所有であり、その方の名義の所有権の保存登記又は移転登記の手続きがされていること。
- ・『きた住まいるサポートシステム』に登録されていること。

2) 中古住宅の場合

- ・平成31年1月1日以降に売買契約を締結したもの。
- ・昭和56年6月1日以降に着工した住宅で建物表題登記の新築年月日から起算して1年を経過した住宅。
- ・専用の台所その他の家事スペース、便所、洗面所、浴室及び居住室を有する専用住宅であること。
- ・北海道住生活基本計画において定める誘導居住面積水準が確保されていること。
- ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ・交付対象者又はその配偶者の所有であり、その方の名義の所有権の保存登記又は移転登記の手続きがされていること。
- ・三親等以内の親族以外の方から購入していること。

- ・インスペクションを実施していること。
 ※町内の設計事務所に勤務する技術者による検査に限ります。(売買契約を締結する時点において、すでにインスペクションが実施されている場合を除きます。)
- ・昭和56年5月31日以前に建築又は着工された住宅については、耐震診断を行い、耐震性が確保されていることが確認されていること。

3. 補助金額について

1) 新築住宅の場合

住宅の取得に要した費用の10%で上限額100万円

○加算額

- ①転入者 1戸当たり50万円
- ②子育て世帯 中学生以下のお子さん1人あたり20万円(最大3人分まで)
- ③同居・近居 1戸当たり10万円
- ④町内業者 1戸当たり50万円

2) 中古住宅の場合

住宅の取得に要した費用の20%で上限額50万円

○加算額

- ①転入者 1戸当たり25万円
- ②子育て世帯 中学生以下のお子さん1人あたり10万円(最大3人分まで)
- ③同居・近居 1戸当たり10万円

4. 交付申請時期について

令和2年3月31日まで

5. 提出書類について ※郵送による提出は受けません

1) 補助金交付申込時に提出する書類

①新築住宅取得の場合

- ・岩内町持ち家取得補助金チェックリスト(交付申込用)【町様式】
- ・岩内町持ち家取得補助金交付申込書【様式第1号】
- ・誓約書兼同意書【様式第2号】
- ・付近見取図、配置図、各階平面図

②中古住宅取得の場合

- ・岩内町持ち家取得補助金チェックリスト(交付申込用)【町様式】
- ・岩内町持ち家取得補助金交付申込書【様式第1号】

- ・誓約書兼同意書【様式第2号】
 - ・付近見取図、配置図、各階平面図
 - ・建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し又は検査済証発行証明書
- ③子育て世帯加算を申込む場合
- ・出産予定のお子さんが対象となる場合にあっては、母子健康手帳その他の出産を予定していることが確認できる書類の写し
- ④同居・近居世帯加算を申込む場合
- ・親世帯と子世帯の親子関係が確認できる戸籍全部事項証明書等
 - ※交付申込日前3カ月以内に発行されたもの

2) 補助金交付申請・実績報告時に提出する書類

- ①新築住宅取得の場合
- ・岩内町持ち家取得補助金チェックリスト(交付申請・実績報告用)
【町様式】
 - ・岩内町持ち家取得補助金交付申請書兼実績報告書【様式第7号】
 - ・交付対象住宅の所在地に住民登録後の世帯全員の住民票
※続柄が記載され交付申請日前3カ月以内に発行されたもの
 - ・建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
 - ・土地及び建物の全部事項証明書
 - ・土地賃貸契約書の写し（借地の場合）
 - ・付近見取図、配置図、各階平面図
 - ・完成写真（外観4面、台所、便所、洗面所、浴室、各居室）
 - ・きた住まいの制度要綱第2（3）に定める住宅ラベリングシートの写し
 - ・町内会等加入証明書【様式第8号】
 - ・工事請負契約書又は住宅購入契約書の写し
 - ・交付対象住宅が交付対象者へ引き渡されたことが確認できる書類
 - ・施工業者の建設業法第3条第1項の規定に基づく建設業許可通知書の写し（町内業者の加算を申請する場合）
 - ・その他町長が必要と認めるもの
- ②中古住宅取得の場合
- ・岩内町持ち家取得補助金チェックリスト(交付申請・実績報告用)
【町様式】
 - ・岩内町持ち家取得補助金交付申請書兼実績報告書【様式第7号】
 - ・交付対象住宅の所在地に住民登録後の世帯全員の住民票
※続柄が記載され交付申請日前3カ月以内に発行されたもの
 - ・土地及び建物の全部事項証明書

- ・土地賃貸契約書の写し（借地の場合）
 - ・付近見取図、配置図、各階平面図
 - ・完成写真（外観4面、台所、便所、洗面所、浴室、各居室）
 - ・インスペクション結果報告書の写し
 - ・インスペクションを実施した既存住宅現況検査技術者の登録証の写し又は既存住宅状況調査技術者の講習修了証明書の写し
 - ・耐震診断報告書の写し（昭和56年5月31日以前に建築又は着工された住宅の場合）
 - ・町内会等加入証明書【様式第8号】
 - ・住宅購入契約書の写し
 - ・交付対象住宅が交付対象者へ引き渡されたことが確認できる書類
 - ・その他町長が必要と認めるもの
- ③同居・近居世帯加算を申請する場合
- ・親世帯の世帯全員の住民票の写し
- ※続柄が記載され交付申請日前3カ月以内に発行されたもの

3) 補助金請求時に提出する書類

- ・岩内町持ち家取得補助金請求書【様式第10号】
- ・口座振替申出書【町様式】

6. 申請の流れについて

